

多賀城民報

題字は池田和京さんにご揮毫いただきました。

日本共産党
多賀城市議団

多賀城市留ヶ谷一丁目11番23号
代表(364)3222
FAX(309)3910

◆弁護士による 法律相談

◆申込
電話で予約して下さい。
◆電話
364-3222
◆相談日
12月16日(月)

◆時間
午後1:30~
◆場所
旧阿部福商店となり塩釜県民の会事務所

◆議員による 暮らしの相談

電話
藤原益栄議員
368-6623
070-6497-6623
佐藤恵子議員
367-0182
090-2027-9884
柳原きよし議員
368-1883
090-2605-4984
戸津川はるみ議員
090-7528-2075

12/2 東日本大震災調査特別委員会で 「新図書館はCCCに」と表明

多賀城 市教委

筋書きどおりの業者選定。問われる行政の透明性・公平性

多賀城市教育委員会は、12月2日午後開催された多賀城市議会「東日本大震災調査特別委員会」に決定した「多賀城市立図書館移転計画」を報告、新図書館は葛屋書店などを経営しているCCC(カルチュア・コンビニエンスクラブ)に委ねる予定と表明しました。

8月27日に開催された文教厚生常任委員会で、副教育長は「新図書館にも指定管理を導入する場合、当然公募になる」と答弁していました。しかし今回、教育長は「この答弁もくつがえし、最初からCCCに委ねる意向を表明しました。」

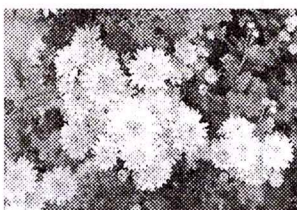
多賀城市が新図書館をCCCに委ねる方針であることは、本年5月25日の「朝日新聞」が突然報道しました。6月18日の議会で市長は藤原市議の質問に対し、全面否定をしました。しかし7月9日に開催された東日本大震災調査特別委員会で突然市長は「明後日、CCCと連携協定を結ぶ」と発表。同日の連携協定でCCCは図書館の構想について主に発表しました。

9月議会は柳原清市議が「カードの個人情報管理の問題をめぐり、市長は姿勢を崩しませんでした。」

多賀城市教委は2日の特別委員会にあわせて「第二次多賀城市立図書館基本計画」も報告しました。これは、平成11年度から25年度までの計画を受けてのもの。

◆目立つ抽象的表現
今回、別に「移転基本計画」を策定したという事情もありますが、第一次基本計画が豊富なデータに裏打ちされた具体的な内容だったのに対し、抽象的、情緒的、主観的記述が目立ちます。たとえば第6章「わたしたちが目指す多賀城市立図書館のすがた」第2節「交流と出会いを生み出す場」では「図書館に集まる人々の共通点はナニか、ということとを市民は知っている。／世代、職業、性別、国籍を問わず、／会話をし、ゆるやかに交流し、共生することが、／自分たちの生活の質を向上させ、そのまちな暮らしやすさに繋がることも知っている。／その中心にあるのは、文化

と知の象徴である『本』／図書館は、本を通じて、交流と出会いを生み出す「屋根のある広場」となる(10ページ)という具合です。「基本計画」なのですくなくとも具体的な記述が必要だったのではないのでしょうか。



現図書館を否定的に評価しているのも特徴です。「図書館は一部の読書家、研究者だけのものではなく、ましてや本を管理するためのだけの施設ではありません」(2ページ)など、現図書館がそのような図書館であったかのように描かれています。

◆現図書館を否定的に評価
現図書館を否定的に評価しているのも特徴です。「図書館は一部の読書家、研究者だけのものではなく、ましてや本を管理するためのだけの施設ではありません」(2ページ)など、現図書館がそのような図書館であったかのように描かれています。

◆図書館の役割を矮小化?
またITの普及と図書館のかわりでは「インターネット上の情報は紙書籍より常に新しく、一部専門的なものは、紙書籍では入手できないものもあります。しかし、インターネット上の情報は断片的であったり、信頼度や密度が低かったりする場合もあります。そうした意味では、紙書籍とインターネットの情報はお互いに補うものであり、正当に位置付けています。しかし、次のくだりも……。「公共図書館が資料管理というミッションだけを追求するのであれば、もはや、公共図書館の役割は無用……」「単なる読書のための場であるとするなら、スマートフォンやタブレット端末で十分……」「図書館のレファレンスサービスが問いかげへの単なる答えにとどまるなら、検索エンジンのほうがよりの確率……」(7ページ)。しかしそうでしょうか。ネット資料と図書館資料は質が違えば、あらゆる本がデータ化されているわけでもありません。司書さんは生きた対応をしてくれませんか。藤原市議は「本当にこの文章で良いのか」と問題を提起しました。

市教委「第二次図書館基本計画」も発表

7月30日の全員協議会で藤原市議が「図書館は教育委員会の所管であり、CCCには図書館のノウハウはない。新図書館

多賀城市教委は2日の特別委員会にあわせて「第二次多賀城市立図書館基本計画」も報告しました。これは、平成11年度から25年度までの計画を受けてのもの。

◆目立つ抽象的表現
今回、別に「移転基本計画」を策定したという事情もありますが、第一次基本計画が豊富なデータに裏打ちされた具体的な内容だったのに対し、抽象的、情緒的、主観的記述が目立ちます。たとえば第6章「わたしたちが目指す多賀城市立図書館のすがた」第2節「交流と出会いを生み出す場」では「図書館に集まる人々の共通点はナニか、ということとを市民は知っている。／世代、職業、性別、国籍を問わず、／会話をし、ゆるやかに交流し、共生することが、／自分たちの生活の質を向上させ、そのまちな暮らしやすさに繋がることも知っている。／その中心にあるのは、文化

◆現図書館を否定的に評価
現図書館を否定的に評価しているのも特徴です。「図書館は一部の読書家、研究者だけのものではなく、ましてや本を管理するためのだけの施設ではありません」(2ページ)など、現図書館がそのような図書館であったかのように描かれています。

◆図書館の役割を矮小化?
またITの普及と図書館のかわりでは「インターネット上の情報は紙書籍より常に新しく、一部専門的なものは、紙書籍では入手できないものもあります。しかし、インターネット上の情報は断片的であったり、信頼度や密度が低かったりする場合もあります。そうした意味では、紙書籍とインターネットの情報はお互いに補うものであり、正当に位置付けています。しかし、次のくだりも……。「公共図書館が資料管理というミッションだけを追求するのであれば、もはや、公共図書館の役割は無用……」「単なる読書のための場であるとするなら、スマートフォンやタブレット端末で十分……」「図書館のレファレンスサービスが問いかげへの単なる答えにとどまるなら、検索エンジンのほうがよりの確率……」(7ページ)。しかしそうでしょうか。ネット資料と図書館資料は質が違えば、あらゆる本がデータ化されているわけでもありません。司書さんは生きた対応をしてくれませんか。藤原市議は「本当にこの文章で良いのか」と問題を提起しました。

「単なる絶叫戦術はテロ行為とその本質においてあまり変わらない」。自民党の石破茂幹事長が自身のブログにテロとテロを同列視する文章を書いた▼強い批判に同氏は2日「お詫びと訂正」を掲載した。しかし本質的な反省はなく「本来あるべき民主主義とは相容れない」と居直り、同日の記者会見で「大量の音を発するデモ行為は(秘密保護法)テロリズムに定義されるか」と問われ「強要されればそうだ」と答えた▼秘密保護法案第12条はテロを「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動」と定義している▼石破茂幹事長に「なんとという考えの持ち主なんだ」と思ったのだが、つまり秘密保護法第12条の定義自体が、デモがテロと見られかねない構造になっていたのである。これひとつ見ても廃案以外にない法案だ▼自民公明両党は6日にも法案を成立させようとしている。国民のなかでは燎原の火のように反対の声が広がっている。多賀城・下馬両駅でも宣伝を頑張っている。廃案めざし最後まで声を!

東風城月

「単なる絶叫戦術はテロ行為とその本質においてあまり変わらない」。自民党の石破茂幹事長が自身のブログにテロとテロを同列視する文章を書いた▼強い批判に同氏は2日「お詫びと訂正」を掲載した。しかし本質的な反省はなく「本来あるべき民主主義とは相容れない」と居直り、同日の記者会見で「大量の音を発するデモ行為は(秘密保護法)テロリズムに定義されるか」と問われ「強要されればそうだ」と答えた▼秘密保護法案第12条はテロを「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動」と定義している▼石破茂幹事長に「なんとという考えの持ち主なんだ」と思ったのだが、つまり秘密保護法第12条の定義自体が、デモがテロと見られかねない構造になっていたのである。これひとつ見ても廃案以外にない法案だ▼自民公明両党は6日にも法案を成立させようとしている。国民のなかでは燎原の火のように反対の声が広がっている。多賀城・下馬両駅でも宣伝を頑張っている。廃案めざし最後まで声を!